

資料集

1 上尾市 I C T 化推進計画策定委員会設置規程

(令和2年12月21日訓令第30号)

(設置)

第1条 上尾市 I C T 化推進計画の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市 I C T 化推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上尾市 I C T 化推進計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市の I C T 化の基本的な課題の検討に関すること。
- (2) I C T 化に関する施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) I C T 化に関する基礎資料の収集に関すること。

(組織)

第3条 委員長は、総務部次長（総務部次長が複数いる場合にあっては、総務部 I T 推進課の事務を分掌する総務部次長）の職にある者をもって充てる。

- 2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部 I T 推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市長政策室広報広聴課長 行政経営部行政経営課長 総務部総務課長
子ども未来部子ども支援課長 健康福祉部高齢介護課長 市民生活部市民課長
環境経済部生活環境課長 教育委員会事務局教育総務部教育総務課長

2 上尾市ICT推進本部設置規程 (令和4年3月10日訓令第1号)

(設置)

第1条 本市のICT推進に係る取組の全庁的かつ総合的な推進を図るため、上尾市ICT推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 上尾市ICT化推進計画の総合的な推進に関すること。

(2) その他ICT推進に関し必要な事項に関すること。

(最高情報統括責任者)

第3条 ICT推進に関する事務を統括する最高責任者として、上尾市最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を設置する。

2 CIOは、副市長の職にある者をもって充てる。

(本部)

第4条 本部長は、CIOとする。

2 副本部長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第5条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第7条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 本部長は、必要があると認めるときは、本部における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部ICT推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市長政策室次長 行政経営部次長 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長

3 上尾市ICT化推進計画策定委員会の検討経過

開催日		議題
第1回	令和3年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・講義（DX「国家動向（今後の展望）へのロードマップとは」講師：武城文明氏） ・ICT化推進計画（仮称）の策定について（経緯説明）
第2回	令和3年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュールについて ・庁内アンケートの集計結果について ・計画案「基本方針」「基本施策」「推進体制」「推進期間」について
第3回	令和3年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案「個別施策1：行政手続のオンライン化」「個別施策2：デジタルサービスの充実」「個別施策3：マイナンバーカードの普及及び利活用の促進」「個別施策4：官民データ活用の推進」について
第4回	令和3年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案「個別施策5：行政事務のデジタル化」「個別施策6：システムの標準化」「推進体制」について
第5回	令和3年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案「個別施策7：セキュリティ対策及び個人情報等の適正な取扱い」「個別施策8：デジタルインフラの整備・デジタルデバイドの解消」「個別施策9：業務継続性の確保・ICT人材の育成」について ・計画案に係る各課照会及び全庁アンケートの実施について
第6回	令和3年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁アンケートの結果について ・各課照会の結果報告及び計画案の変更点について ・市民コメント制度に基づく意見募集の実施について
第7回	令和4年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民コメント制度に基づく意見募集の結果について ・計画案の変更点について

4 上尾市ICT化推進計画に関するパブリックコメント

実施期間	内容
令和4年1月4日から 令和4年2月3日まで	上尾市市民コメント制度要綱によるパブリックコメントを募集 応募2件

5 外部アドバイザー（監修）

氏名	肩書
武城 文明 氏	総務省地域情報化アドバイザー、埼玉県行政ITアドバイザー